

住宅確保要配慮者の範囲について

「長崎県賃貸住宅の供給の促進に関する供給促進計画」において、住宅確保要配慮者を以下の者と定めています。

法律で定められた者

- (1) 低額所得者
- (2) 被災者（発災後3年以内）
- (3) 高齢者
- (4) 身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者
- (5) 子ども（高校生相当以下）を養育している者

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に促進に関する法律施行規則第3条第1号から第10号までに定める者

- (1) 外国人
- (2) 中国残留邦人
- (3) 児童虐待を受けた者
- (4) ハンセン病療養所入所者
- (5) DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者
- (6) 北朝鮮拉致被害者
- (7) 犯罪被害者
- (8) 更生保護対象者
- (9) 生活困窮者
- (10) 東日本大震災その他著しく異常かつ激甚な非常災害による被災者

長崎県供給促進計画で定める者

- (1) 海外からの引揚者
- (2) ホームレス
- (3) 被生活保護者
- (4) 失業者
- (5) 新婚世帯
- (6) 原子爆弾被爆者
- (7) 戦傷病者
- (8) 移住者（単身を含む）
- (9) 児童養護施設退所者
- (10) LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）
- (11) 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者
（生活支援等のために施設や対象者の住宅等の近隣に居住する必要がある介護士、保育士等）
- (12) 指定難病患者
- (13) 要支援・要介護認定を受けている者（第2号被保険者含む）